原付免許・小型特殊免許

受験資格等	◎　16歳以上の方 ※　秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
場　　所	秋田市新屋寿町５番１号　秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）
受付時間	○　月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） **午前８時30分～午前９時30分（午後の受付は、ありません。）**
必要書類等	○　運転免許申請書（免許センターにあります。） ○　質問票（免許センターにあります。） ※　虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○　受験票（免許センターにあります。） ○　申請用写真　２枚（縦３㎝×横２．４㎝、申請前６か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ※　小型特殊免許を受験する方は、写真１枚となります。 ○　本籍（国籍等）の記載された住民票**（６か月以内に交付を受けたもの。）** ○　マイナンバーカード、健康保険証（資格確認書等含む）、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類 ○　原付免許又は小特免許をお持ちの方は、運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。） ※　運転免許証等のある方は、住民票及び本人確認のための書類の提出は不要です。（外国籍の方を除く。） ○　取消処分者講習終了証明書（過去に運転免許の取消処分又は拒否処分などを受けた方） ・　原付技能講習終了証明書（事前に講習を受講した方）
注意事項	○　申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○　筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。（持参する必要はありません。） ○　原付免許は、原付技能講習を受講していないと免許証が交付されません。（取消処分者講習を受講している方は、原付技能講習の受講が免除になります。） ○　現有の運転免許証等は、新しい運転免許証等と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。 ○　外国籍の方も、住民票の提出が必要となります。（国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているもので６か月以内に交付を受けたもの。） ※　「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○　必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。

◎　受験手数料等

受験手数料	１，６００円
講習手数料	５，２５０円（原付のみ）

◎　交付手数料は、別紙のとおり

別紙

◎　交付手数料

○　免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の３種類から選ぶことができます。

合　格　時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
交付手数料	２，３５０円	１，５５０円	２，４５０円

※　マイナ免許証（２枚持ちの方も含む）の交付を希望する方は、マイナンバーカードに免許情報を登録する時間が必要となることから、運転免許証のみ希望の方より交付時間が遅くなりますので、ご了承願います。

お問合せは　０１８－８６２－７５７０　運転免許センター試験係まで

原付技能講習について

◎　**原付技能講習は、「予約制」となっています。**

◎　原付技能講習の予約は、運転免許センター講習係

０１８－８２４－５３３３　へ電話をしてください。

○　学科試験受験前にも受講可能です。

○　原付技能講習の有効期間は、「受講後１年間」となります。

○　冬期間（12月～３月まで）は、中止となります。